

神戸市の生活保護状況と  
他都市における生活保護費抑制先端事例

2020.11.23  
株式会社ちえもの

目次

1. 生活保護制度
  - 1.1. 概要
  - 1.2. 生活保護に伴う問題
2. 神戸市における生活保護制度の現状
  - 2.1. 生活保護人員及び世帯数
  - 2.2. 医療扶助費の適正化
3. 先端事例としての大坂市
  - 3.1. 大阪市の取り組み
    - 3.1.1. 生活保護適正化連絡会議
    - 3.1.2. 適正化の推進
    - 3.1.3. 就労支援
    - 3.1.4. 国への制度改革要望・提案
4. ケースワークの外部委託
  - 4.1. ケースワークの外部委託の閣議決定
  - 4.2. ケースワークの外部委託事例

## はじめに

神戸市の生活保護率は3.00%(被保護員実人員は45,886人、世帯数は34,413世帯)である。これは兵庫県内でも尼崎(保護率は4.03%、被保護員実人員は18,174人、世帯数は13,931世帯)に次ぐ数字であり、全国の生活保護率1.66%と比べても高い。

本報告書は、今後の神戸市における生活保護政策を検討するための情報を提供するものである。第1章と第2章にて生活保護ならびに神戸市の現状について簡潔にまとめた後、第3章では、指定都市別保護率にて1位(平成29年2月時点)[1]であり、かつ様々な取り組みを行い発信している大阪市の取り組みについて報告する。第4章では、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」の1つとして閣議決定されたケースワーク業務の外部委託について報告する。

## 1. 生活保護制度

### 1.1. 生活保護制度の概要

厚生労働省によれば生活保護の目的とは、「生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長すること」である[1]。生活保護費は世帯単位で支給され、「世帯員全員が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用すること」が前提とされている。生活保護には受給条件があり、以下4点である[1]。

- ① 「預貯金、生活に利用されていない土地・家屋等があれば売却し生活費に充てる」（資産の活用）
- ② 「働くことが可能な方は、その能力に応じて働く」（能力の活用）
- ③ 「年金や手当など他の制度で給付を受け取ることができる場合は、まずそれらを活用すること」（あらゆるものの中の活用）
- ④ 「親族等から援助を受け取ることが出来る場合は、援助をうけること」（扶養義務者の扶養）

上記を踏まえたうえで、最低生活費（厚生労働大臣の定める基準で計算される）に収入が満たない場合、保護の適応対象となる。なお、生活保護費は最低生活費から収入を差し引いた差額のことである。また、生活保護費の種類は全7種類であり、必要な各種費用に対して扶助が支給される[1]。

生活帆を営む上で生じる費用	扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用（食費・被服費・光熱費等）	生活扶助	基準額は (1)食費等の個人的費用 (2)光熱水費等の世帯共通費用を合算して算出 特定の世帯には加算がある（母子加算等）
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払（本人負担なし）
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払（本人負担なし）

出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の習得等にかかる費用	生業扶助	定められた範囲内で実費を支給
葬祭費用	葬祭扶助	定められた範囲内で実費を支給

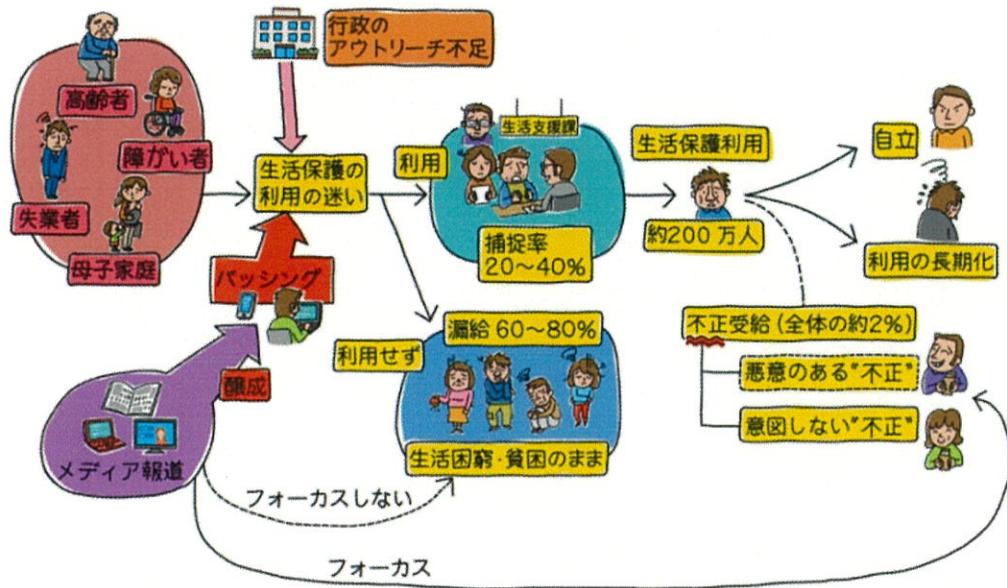
図表 1-1（参考）：厚生労働省（2020）「保護の種類と内容」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/seikatuhogo/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatuhogo/index.html)

## 1. 2. 生活保護に伴う問題

日本では、生活保護の受給資格があるにも関わらず、自主的に申請を行わない漏給について問題視されており、同じ課題を抱える他先進国と比較しても、補給率が低いことが言われている[2]。漏給の要因の大きな一つとして、ステイグマ（Stigma）（ある個人に対して負のアイデンティティを生じさせる属性、社会的烙印）[2]が挙げられる。

生活保護の受給に伴うステイグマは、濫給をおさえる効果がある一方で、受給資格を持つ人もその心理的重圧から、受給を辞退させる効果をもつ[2]。また、2012年に起きた芸能人生活保護不正受給問題[3]や、2015年の生活保護受給者の遊技場への立ち入り調査問題[4]に見られるように、近年負のステイグマは増長しており、また生活保護受給者に対するバッシングも高まっている。生活保護受給の抑制について議論する際、日本の生活保護制度における漏給率についても念頭に置く必要があると考える。



© Ridilover co., LTD. All Rights reserved.

図表 1-2 (参考) Ridilover co., LTD 「生活保護バッシングの構造について」  
<https://journal.ridilover.jp/topics/70>

### 註釈

- [1]厚生労働省 (2020) ”生活保護制度”  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/seikatuhogo/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatuhogo/index.html)
- [2]栗田健一 (2017) 「生活保護のステigmaに関する経済学的研究のサーベイ」九州大学大学院経済学会, 経済論稿 158 卷 1-6.  
[https://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/opac\\_detail\\_md/?lang=0&amode=MD100000&bibid=1812532](https://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/opac_detail_md/?lang=0&amode=MD100000&bibid=1812532)
- [3]日本経済新聞 (2012) 「母親の生活保護受給『返還する』河本さんが謝罪」  
[https://www.nikkei.com/article/DGXNASFK2501M\\_V20C12A5000000/](https://www.nikkei.com/article/DGXNASFK2501M_V20C12A5000000/)
- [4]みわよしこ (2016) 「『生活保護でパチンコは禁止』を 25 年続ける別府市の主張」DAIMONDO Online. <https://diamond.jp/articles/-/87339?page=2>

## 2. 神戸市における生活保護制度の現状

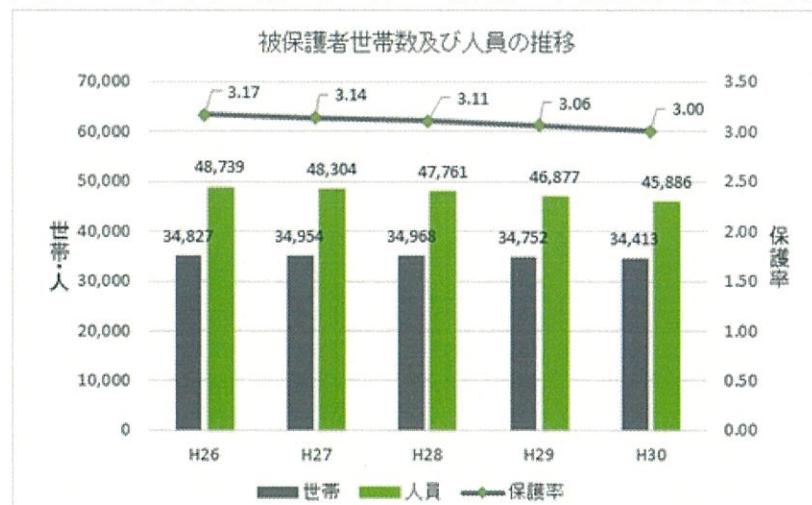
以下より、神戸市の生活保護支給状況について概観する。

### 2. 1. 生活保護人員及び世帯数

生活保護人員及び世帯数は、平成 30 年度において、全国の生活保護率は 1.66%(被保護員実人員は 2,096,838 人、世帯数は 1,637,422) [1] であるのに対し、神戸市は 3.00%(被保護員実人員は 45,886 人、世帯数は 34,413 世帯) と全国平均を上回る保護率である[2]。一方で、神戸市は被保護世帯、人員、保護率ともに平成 28 年以降、減少傾向にあるが、兵庫県内でも尼崎（保護率は 4.03%、被保護員実人員は 18,174 人、世帯数は 13,931 世帯）に次ぐ保護率の高さである[3]。

		H26	H27	H28	H29	H30
総人口	世帯	699,714	705,459	710,733	714,544	718,247
	前年比	100.8	100.8	100.7	100.5	100.5
	人口	1,539,755	1,537,272	1,535,765	1,532,153	1,527,407
	前年比	99.91	99.84	99.90	99.76	99.69
被保護実数	世帯	34,827	34,954	34,968	34,752	34,413
	前年比	100.6	100.4	100.0	99.4	99.0
	人員	48,739	48,304	47,761	46,877	45,886
	前年比	99.45	99.11	98.88	98.15	97.89
	保護率	3.17	3.14	3.11	3.06	3.00

図表 2-1 (出典) 神戸市「第 96 階神戸市統計書 令和元年度版」



図表 2-2 (同上)

世帯類型別では、全国的な傾向として高齢者世帯を除く世帯の数は減少しているが、高齢者世帯（特に単身世帯）の数は増加している[1]。なお、平成 30 年の世帯類型（構成比）は、神戸市では高齢者世帯が 51.8%（単身世帯数は 16,022 世帯で（46.7%を占める）、2 人以上世帯 1749 世帯）と全体の過半数を占めているが[3]、全国でも高齢者世帯は 54.1%（単身世帯数 804,868（49.4%を占める、2 人以上世帯数 77,154）[1]と全国と比較して特異な数値ではない。

また、神戸市において、障害者世帯の割合が平成 26 年から平成 30 年度までに +1.2 ポイントと増加傾向にあるが、母子世帯と傷病者世帯、その他の世帯も減少傾向にある[4]。生活保護種別では、全国的に、生活扶助、住宅扶助、医療扶助の保護率が高くなっているが、近年では介護扶助の保護率が増加傾向にある[1]。神戸市においても、同様に生活扶助、住宅扶助、医療扶助の順に保護率が高くなっているが、介護扶助も徐々に増加している。

平成 26 年から平成 30 年における種類別生活保護人員（人）

	H26	H27	H28	H29	H30
生活扶助	44,934	44,108	43,443	42,403	41,466
住宅扶助	44,745	44,246	43,707	42,782	41,865
医療扶助	39,840	39,558	39,271	38,607	37,893
教育扶助	3,944	3,728	3,603	3,356	3,162
介護扶助	6,226	6,529	6,804	7,037	7,424
出産扶助	3	3	3	3	4
生業扶助	1546	1490	1390	1272	1169
葬祭扶助	90	92	87	91	96

図表 2-3（出典）第 96 階神戸市統計書 令和元年度版 社会福祉

## 2.2 医療扶助費の適正化

一般会計歳出予算における生活保護費を見ると、平成 25 年度以降、神戸市の一般会計歳出総額のうち扶助費は増加傾向にあるが、そのなかで生活保護費は減少を続けている。

平成 26 年度の 835 億円から令和 2 年度の 769 億円と、7 年間で 69 億円減少している[5]。扶助別に見ると、生活保護費の多くを占める生活扶助と住宅扶助に係る費用は年々減少しているが、一番ウェイトが大きい医療扶助については、平成 30 年度以来増加傾向にある[5]。

そのため神戸市では、医療扶助費の適正化に向けて、データヘルス計画と題し、データに基づいた生活習慣病の予防・重症化予防の推進を行うため、令和

2年から7年の5年間で神戸市生活保護医療扶助関連事業実施計画を策定、①健診受診勧奨②医療機関受診勧奨③生活習慣病重症化予防④頻回受診者対策や重複受診・重複服薬者対策、長期入院患者退院支援といったその他の取組を入れた4つの柱で推進している[5]。

その他、医療費が抑えられる後発医療薬品の使用原則化や（平成30年10月に使用率が急増し、平成30年11月調剤分で87.9%となっており、全国的にみると生活保護におけるジェネリック使用率は平成30年で77.6%であり、神戸市は全国水準を上回っている[6]）、厚生労働省の要綱に基づき、各福祉事務所において主治医や嘱託医と協議、必要に応じて改善指導を行う頻回受診、重複受診・重複服薬者対策が行われている[6]。

	H26	H27	H28	H29	H30
生活扶助	29,513,498	28,418,124	28,014,402	26,960,209	25,471,070
住宅扶助	13,788,790	13,905,193	13,729,574	13,574,804	13,395,419
医療扶助	37,210,235	37,388,487	37,208,387	38,093,849	38,016,873
教育扶助	508,529	482,393	464,962	468,097	388,857
介護扶助	1,190,426	1,189,012	1,229,351	1,316,709	1,369,018
出産扶助	6,289	7,713	6,850	9,251	10,760
生業扶助	356,772	346,346	317,134	290,733	237,024
葬祭扶助	242,673	245,468	230,290	231,310	237,967
施設事務費	657,083	656,122	659,776	665,194	688,243
就労自立給付金	9,867	16,321	17,128	14,228	14,135
進学準備給付金	...	...	...	...	39,500
総額	83,484,162	82,655,179	81,877,854	81,624,384	79,868,866

平成26年から平成30年における種類別生活保護費

図表2-4（参考）第96回神戸市統計書 令和元年度版により作成

なお、神戸市は医療扶助の適正化以外にも、生活保護に関する多種多様な取り組みをおこなっており、以下にその概要を示す[7]。

- 平成31年度[8]
  - (新規)生活保護制度の適正実施
    - 生活保護受給者の健康課題を分析し、データヘルス計画を策定
    - 生活保護受給者の自立支援、ケースワーカーの負担軽減となるツールを企業と共同開発
- 平成30年度[9]
  - 生活保護受給者向け健康格差対策

- 生活保護受給者の生活習慣病の重症化を防止するため、訪問指導等を実施
- 平成 29 年度[10]  
医療扶助・医療費の適正化
  - 後発医薬品の使用促進：生活保護におけるジェネリック医薬品の使用促進
- （拡充事業）生活保護世帯の自立促進
  - 生活保護受給者への保健指導プログラム展開・後発医薬品の使用促進、債券管理の体制強化等

#### 註釈

[1]厚生労働省（2020）「生活保護の被保護者調査（平成 30 年度確定値）の結果を公表します」。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/hihogosya/m2019/dl/h30gaiyo.pdf>

[2]神戸市（2020）「神戸市生活保護医療扶助関連事業実施計画（データヘルス計画）（令和 2 年度～令和 7 年度）」。

<https://www.city.kobe.lg.jp/documents/31535/datahealth.pdf>（本文）

[3]兵庫県（2020）「平成 30 年度社会福祉統計年報」

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf02/h30syakaihukushitoukei.html>

[4]神戸市（2020）「第 96 回神戸市統計書 令和元年度版」

<https://www.city.kobe.lg.jp/a89138/shise/toke/toukeisho/2019toukeisho.html>

[5]神戸市（2020）「令和 2 年予算パンフレット「こうべの家計簿」」

<https://www.city.kobe.lg.jp/documents/13458/202006koubekakeibo.pdf>

[6]神戸市（2020）「本市における取組み」

<https://www.city.kobe.lg.jp/a49925/hogo/honnsiniokerutorikumi.html>

[7]神戸市（2020）「予算」

<https://www.city.kobe.lg.jp/a61436/shise/financial/yosan.html>

[8]神戸市（2019）「平成 31 年度当初予算における主要施策」

[https://www.city.kobe.lg.jp/documents/13458/31shuyosesaku\\_1.pdf](https://www.city.kobe.lg.jp/documents/13458/31shuyosesaku_1.pdf)

[9]神戸市（2018）「平成 30 年度当初予算における主要施策」

[https://www.city.kobe.lg.jp/documents/13458/30shuyosesaku\\_1.pdf](https://www.city.kobe.lg.jp/documents/13458/30shuyosesaku_1.pdf)

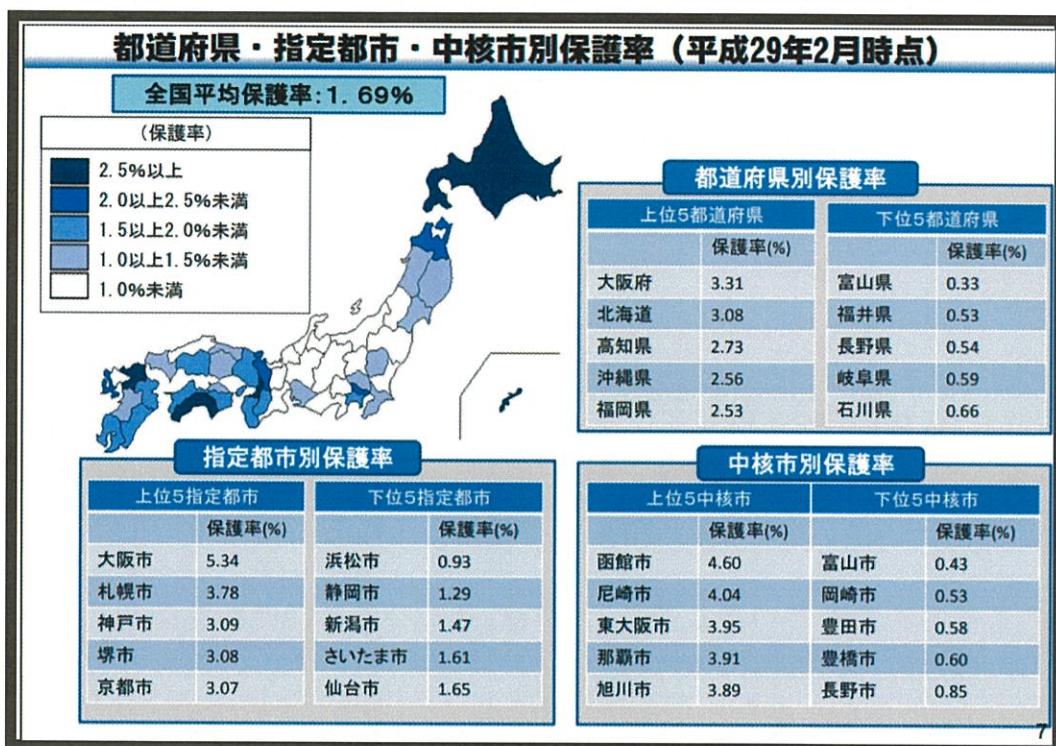
[10]神戸市（2017）「平成 29 年度当初予算における主要施策」

[https://www.city.kobe.lg.jp/documents/13458/29shuyosesaku\\_1.pdf](https://www.city.kobe.lg.jp/documents/13458/29shuyosesaku_1.pdf)

### 3.先端事例としての大阪市

本報告書においては、大阪市を事例としている。大阪市を事例とした理由は次の3点である。1点目は、大阪市は指定都市別保護率にて1位(平成29年2月時点)[1]である。2点目は、大阪市は神戸市[1]よりも生活保護率が高く、かつ様々な取り組みを行い発信している。

以上より、本報告書では大阪市を事例とする。



図表 3-1(「生活保護制度の現状について」、2017年)

#### 3.1.大阪市の取り組み

大阪市の取り組みは大きく以下4点である。①生活保護適正化連絡会議、②適正化の推進、③就労支援、④国への制度改革要望・提案である。

##### ①生活保護適正化連絡会議

区長を中心に、福祉局を担当する副市長以下関係する部局で構成する大阪市生活保護適正化連絡会議を設置している。「第21回 生活保護適正化連絡会議(2019年10月23日実施)」[2]の議題例として、1. 生活保護の適正化の取組みについて、2. 生活困窮者自立支援制度について、3. 生活保護実施体制について【非公開】という例がある。

## ②適正化の推進

### 不正受給対策 [3]

- 2009年年11月に適正化推進チームを設置している。
- 悪質な不正事案に対して、警察や弁護士との連携のもと、刑事告訴も辞さない厳正な対応を実施している。
- 複数の区を横断して活動している「貧困ビジネス」事業や不正受給に関する情報を適正化推進チームに集約し、全区での情報共有を実施している。
- 2012年4月に、各区の調査力向上を図る目的で、警察官OBを含む不正受給調査専任チームを全区に設置した。

### 医療扶助の適正化：後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を目的。[4]

生活保護法による医療扶助とは、困窮のため最低限度の生活を維持することができない場合に、生活保護の給付のひとつとして医療給付を行うものである。この具体的対策として、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を促進している。具体的には「平成31年度後発医薬品使用促進計画」に記載されている。[5]

### 留置施設等収容情報通知制度 [6]

背景として、生活保護受給者が逮捕・勾留され留置施設等に収容された場合、現行では各区保健福祉センターがその事実を把握できず、翌月の生活保護費を支給するケースが発生した。

そのため、大阪市と大阪府警察において協定を締結し、生活保護受給者が留置施設等に収容された場合に情報提供を受けることで、本来必要とされない保護費の支給を止めることができるなど、保護の適正実施に取り組んでいる。

### 取り組みの実施方法

- ① 大阪府警察において逮捕後に勾留決定した被留置者のうち、生活保護受給中であると認められる者の収容情報を本市福祉局生活福祉部保護課に通知する。
- ② 提供された情報に基づいて福祉局生活福祉部保護課が当該区保健福祉センターに連絡する。
- ③ 連絡を受けた区保健福祉センターは事実確認を行い必要な保護の変更を行う。

## ③就労支援 [7]

稼働年齢層（16～65歳）の生活保護受給者に対する早期自立を目的に、様々な就労支援を実施している。

### **総合就職サポート事業**

- 民間事業者のノウハウを最大限活用し、職場定着まで一貫して支援する「総合就職サポート事業」を、2011年より全区で実施している。
- 生活保護を受給している期間が長くなるほど、就労自立が難しくなるため、生活保護申請時を含む早期の段階から、個別面談によるキャリアカウンセリングやハローワークへの同行、求人情報の提供等の支援を実施している。

### **総合就職サポート事業の主な特徴**

- ハローワークの管轄を基本に24区を7支援地域に分け、地域ごとに被保護者等に対する就労支援を民間事業者に委託している。
- 支援地域ごとに支援事業者を一本化することにより区保健福祉センターとの連携強化を図り、事業者が有する専門性、ノウハウを活用した強力な就労支援を実施している。
- 生活保護受給中の方だけでなく、生活保護申請中の方等に対する早期の就労支援を強化した。
- ビジネススキル向上等のためのグループワークの開催、ハローワークへの同行等の求職活動支援、求人案件の開拓、職場定着支援などの総合的な就労支援を実施している。

### **④国への制度改革要望・提案 [8]**

国に対する制度改革要望や提案を実施している。例として以下の5つを提示する。

- 遺留金処理に係る取り扱いに関する要望(平成26年10月)
- 住宅扶助に関する要望(平成26年4月)
- 遺留金の事務処理に関する要望(平成24年10月)
- 「生活支援戦略に関する主な論点(案)」に対する大阪市の意見(平成24年10月)
- 生活保護制度の抜本的改革にかかる提案について(平成24年7月)

### **註釈**

[1] 厚生労働省 社会保障審議会生活困窮者自立支援 及び生活保護部会(第1回)  
「生活保護制度の現状について」2017年5月11日

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisakutoukatsukan-sanjikanshitsu\\_shakaihoshoutantou/0000164401.pdf](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisakutoukatsukan-sanjikanshitsu_shakaihoshoutantou/0000164401.pdf)

[2] 大阪市「第21回 生活保護適正化連絡会議」2019年11月27日

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000486822.html>

[3] 大阪市「不正受給対策」2019年7月31日

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000087332.html>

[4] 大阪市「医療扶助の適正化」2020年7月2日

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000234460.html>

[5] 大阪市「令和元年度後発医薬品使用促進計画」2019年8月23日

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/cmsfiles/contents/0000234/234460/31sokusinnkeikaku.pdf>

[6] 大阪市「留置施設等収容情報通知制度」2014年10月23日

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000279982.html>

[7] 大阪市「生活保護受給者等への就労支援」2018年1月1日

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000144804.html>

[8] 大阪市「生活保護制度に関する大阪市の要望など」2018年8月3日

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000087120.html>

## **4. ケースワークの外部委託**

平成 31 年の主要施策において、生活保護受給者の自立支援、ケースワーカーの負担軽減となるツールを企業と共同開発をしていることからも[1]、神戸市がケースワークに焦点を充てていることが推察できる。以下では、生活保護費の抑制の一案としてケースワークの外部委託について記す。

### **4.1. ケースワークの外部委託の閣議決定**

ケースワーク業務の外部委託は、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」の 1 つとして閣議決定[2]されたことからも、その注目度が伺える。その内容は以下の通りである。

福祉事務所の実施体制に関する調査結果や地方公共団体等の意見を踏まえつつ、現行制度で外部委託が可能な業務の範囲について令和 2 年度中に整理した上で、必要な措置を講ずる。

現行制度で外部委託が困難な業務については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、外部委託を可能とすることについて検討し、令和 3 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

ケースワークの外部委託は、令和元年地方分権改革に関する提案募集の中で、千葉県市川市が提案団体、他自治体である松戸市、美濃加茂市、大阪府、高松市、熊本市が共同提案団体として提案した。提案内容は以下の通りである[3]。

#### **求める措置の具体的な内容**

生活保護の決定及び実施に関連するケースワーク業務のうち、高齢者世帯への定期的な訪問や、被保護者からの簡易な電話問い合わせなどの一部業務について外部委託化を可能とする。

#### **具体的な支障事例**

本市では、国の施策に先行し、福祉施策の分野、特に障害のある方を地域で支える分野において、行政と民間 双方が連携して協働していく土壤を整備し、福祉の充実を図ってきた。生活保護の分野においても民間との協働による充実に取り組みたいと考えているが、生活保護の決定及び実施は、都道府県知事、市長及び町村長が行い、委任はその管理下にある行政庁に限るため、たとえその一部であっても外部委託することはできない。本市の生活保護の被保護者数は年々増加しており、ケースワーカーの負担が増加している中で、ケースワーカーに

は、被保護者の生存権を保障する支援はもちろんのこと、自立を促すための指導や、不正受給の防止など、多様な役割が求められるが、このまま被保護者数が増加する状況が続くことが見込まれる中で、十分な支援を行うことが難しくなっていく可能性がある。※なお、過去の特区提案に対する厚生労働省の回答では「ケースワーク業務については、保護の実施機関である地方自治体の責任において行うべきものであり、管理的な業務（保護の決定及び実施にあたる業務）以外の ケースワーク業務の一部についてのみ委託可能」との見解が示されている一方で、平成 29 年 12 月 5 日にとりまとめられた「生活保護制度の見直しについて（生活保護制度に関する国と地方の協議のとりまとめ）」において、ケースワーク業務等のあり方については、「稼働能力のある者に対する就労支援や不正受給対策等の業務を効率的・効果的に行う観点から、ケースワーク業務の重点化や外部委託のあり方、生活困窮者自立支援制度との連携に関し、関係者で議論を深めていく必要がある。」とされている。

#### 制度改正による効果

生活保護法の施行から約 70 年が経過し、民間において福祉の相談支援事業が充実してきた。ここで培われた民間のノウハウを、生活保護の決定及び実施に関連するケースワーク業務にも導入することで、細部にわたる訪問等の機会を確保することが可能になり、今まで以上に被保護者の自立助長を促進できる。また行政のみならず、民間も含めた多様な目が行き届くことで、不正受給の抑止が期待できる。

#### 共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例

民間のノウハウを、生活保護の決定及び実施に関連するケースワーク業務にも導入することで、細部にわたる訪問等の機会を確保することが可能になり、今まで以上に被保護者の自立助長を促進できる。また行政のみならず、民間も含めた多様な目が行き届くことで、不正受給の抑止が期待できる。

今後も生活保護世帯が増加しケースワーカーの負担の増大が見込まれる中、ケースワーカーの増員は厳しい状況にあり、生活保護の分野でも民間との協働は必要と感じている。生活保護制度の見直しについて協議を 進めさせていただきたい。

## 4.2. ケースワークの外部委託事例

### 千葉県市川市のケース

市川市は、ケースワークの一部外部委託化の提案団体であり（のちに共同提案団体として、他自治体である松戸市、美濃加茂市、大阪府、高松市、熊本市が名乗りを上げる）[3]。

市川市がケースワークの外部委託を提唱した目的は、「就労指導を必要としない高齢者世帯を訪問し、健康や生活状態等の見守りを行う」ことである[4]。

具体的には、「生活保護受給者の約半数を占め、今後も増加が見込まれる高齢の受給者を支援するため、市は令和2年度より、生活保護受給者訪問等支援事業として、就労指導を必要としない高齢者世帯への訪問等ケースワーク業務の一部を委託していく」[4]としている。

初年度は市内の高齢者世帯約3000世帯のうち、モデル地区の約600世帯を対象に実施する。現在は平均で年3回程度の高齢者世帯への訪問だが、委託化により年間最大12回の訪問が可能となり、熱中症や孤独死の発生防止に有効なだけでなく、市担当職員が65歳未満の就労可能な受給者のケースワークに時間を割くことが出来るため、自立支援の取組が一層強化されるものと考えられている[4]。

なお委託先は、日本健保株式会社、日本システム技術株式会社、株式会社SYオフィス、株式会社オークスの4法人であり、当該事業（「生活保護受給者健康管理支援事業委託」）2020年6月19日に決定された[5]。

### 大阪府のケース

大阪府は、ケースワークの一部外部委託化の共同提案団体であり[3]、高齢者世帯の増加が見込まれる中、限られた財源でケースワーカーの支援を稼働世帯に重点化する方法を提案してきた[9]。

例えば、ケースワーカーは就労支援等の自立支援、健康管理支援や医療扶助の適正化、不正受給防止等の稼働年齢のケースワーク業務を重点的に行い、一方で高齢者世帯については、高齢者世帯訪問員（仮称）の配置や訪問の外部委託化により、ケースワーカー業務を最小限度にするといった内容である[9]。

当該提案を行うために、大阪府は門真市においてシミュレーションを行っている[10]。ケースワーカーが標準数に比べて20名不足しているが、高齢者世帯訪問員の配置又は外部委託した場合には、7人分の人的資源が余剰となり、稼働世帯層に投入することが可能な結果となった[10]。

## 註釈

[1]神戸市（2019）「平成31年度当初予算における主要施策」

[https://www.city.kobe.lg.jp/documents/13458/31shuyosesaku\\_1.pdf](https://www.city.kobe.lg.jp/documents/13458/31shuyosesaku_1.pdf)

[2]内閣府（2019）令和元年の地方からの提案等に関する対応方針

[https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/k\\_tb\\_r1\\_honbun.pdf](https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/k_tb_r1_honbun.pdf)

[3]内閣府（2019）「令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項」

[https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/tb\\_r1\\_kohyou\\_12\\_1\\_mhlw\\_3.pdf](https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/tb_r1_kohyou_12_1_mhlw_3.pdf)

[4]市川市（2020）いちかわ市議会だより令和2年5月9日

<http://www.city.ichikawa.lg.jp/cou01/1531000215.html>

[6] 市川市（2020）令和2年度入札結果

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/common/000348981.pdf>（本文）

[9]厚生労働省（2017）「2017年12月5日 生活保護制度に関する国と地方の

協議 議事録」. <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000196823.html>

[10]大阪府（2017）「生活保護制度に関する国と地方の協議」.

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokkyokushougaikhokenfukushibu-Kikakuka/0000186854.pdf>